

平成30年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告と 平成31年度市・県民税の申告

問い合わせ先

● 所得税について
成田税務署 ☎(28) 5151
(電話を自動音声で受け付け、用件に応じて
担当者が応じます)
● 市・県民税について
市課税課市民税班 ☎(93) 1111(代)

提出期限は

3/15
(金)

まで！

窓口のご案内

①確定申告書作成・提出

イオンモール成田
2階イオンホール
△成田市ウイング土屋▽

■期間

3月15日(金)まで
(土・日曜日を除く)

※3月3日(日)は実施します。

■受付時間

9時～16時
(提出のみは17時まで)

※9時～10時までは、立体駐
車場3階の連絡通路を通り、
モール2階C入口から入って
ください。

■その他

●作成済みの申告書の提出は、
郵送のほか、土・日曜日と
祝日を除き、税務署1階の
総合窓口でも受け付けてい
ます。

②確定申告書の提出

成田税務署
△成田市加良部▽

3月15日(金)までは税務
署窓口では確定申告書の作
成・相談はできません。

■受付時間

8時30分～17時
(土・日曜日を除く)

■郵送提出

封筒に住所・氏名を記入し、
次の宛先に郵送
〒286-8501
成田市加良部1-15
成田税務署宛て

※確定申告書などの控えに税
務署の受付印が必要な人は、
切手を貼った返信用封筒(住
所・氏名を必ず記入)を同封
してください。

③確定申告書、 市・県民税申告書の提出・相談

すこやかセンター
2階健診準備室

■期間

3月15日(金)まで
(土・日曜日を除く)

※期間中は、課税課窓口での
提出・相談はできません。

※3月3日(日)は市・県民
税申告書の提出・相談のみ
行います。すこやかセンタ
ーの休日夜間受付の入口を利用
ください。

■確定申告個別相談

収入金額・必要経費と控除
の書類を整理して、持参して
ください。また、農業者や事
業者などは収支内訳書を事前
に作成してください。

▼受付時間

8時30分～15時30分
(12時～13時を除く)

※個別相談の順番は、原則先
着順で受け付けますが、8時
20分までに複数の人が受付に
来たときは、抽選を行い順番
を決定します。早朝の不審者
侵入や盗難などを未然に防ぐ
ため、ご協力をお願いします。
※混雑状況により、早めに受
付を終了する場合があります。

▼相談時間・定員

9時～12時 40人
13時～16時 40人

■市・県民税申告個別相談 (提出のみ含む)

8時30分～12時
13時～17時

会場に行く前に必ず確認を

確定申告のうち、次の相談
は市役所で受け付けることが
できません。イオンモール成
田で相談してください。

○住宅借入金等特別控除(初
めて受ける人、連帯債務の
ある人)の申告

○営業や農業などの事業収入
や不動産収入が500万円
以上の申告

○事業を開始して初めての申告

○青色申告

○配当所得の申告

○譲渡所得(土地、建物、株式
会員の権利の売却など)の申告

○災害の控除(台風災害など
に係る雑損控除なども含む)
の申告

○贈与税、消費税の申告、準
確定申告

※これらの場合以外でも、内
容によりイオンモール成田を
案内することがあります。

確定申告は 国税庁ホームページをご利用ください

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、
金額などを入力すれば自動で申告書などが作成できます。

作成した申告書は、印刷して書面で提出できるほか、e-
Taxを利用して送信もできます。タブレットやスマー
トフォンでも作成できます。

また、タックスアンサーでは、よくある税の質問に対す
る一般的な回答を調べることができます。

※作成できる申告書等は以下のとおりです。

- ①所得税及び復興特別所得税の確定申告書
- ②青色申告決算書・収支内訳書
- ③消費税及び地方消費税の確定申告書
- ④贈与税の申告書

国税庁 確定申告書作成コーナー 検索

平成28年分以降の申告は マイナンバーが必要です

平成28年分以降の所得税
及び復興特別所得税・個人事
業者の消費税及び地方消費
税・贈与税の申告書は税務署
へ提出の都度、マイナンバー
(個人番号)の記載と、本人
確認書類の提示または写し
の添付が必要です。

【本人確認書類の例】

①マイナンバーカード
(個人番号カード)のみ

②通知カードなど十
運輸免許証や公的医療保
険の被保険者証など

※郵送で申告書を提出する
場合は①の写し(表裏両面)
または②の写しを添付

3月は市税収納強化月間

税負担の公正・公平性の確保と各種行政サービスの維持
を目的に、3月を収納強化月間として「電話催告」を実施
します。

市税の納付遅れや滞納額の増加を防止するため、納期限
までの納付が確認できない人に、電話でお知らせします。
※金融機関、口座番号を聞くことや振込の指示をすること
は絶対にありません。

■日時

3月9日(土)、10日(日)
9時～16時

図納税課 ☎(93) 0433



軽自動車などの 廃車、名義変更は届け出が必要です

軽自動車税は、毎年4月1
日現在の所有者に課税されま
す。

手続きをしないと、いつまで
も課税されることになります。

次の項目に該当するときは、
3月中に廃車手続きや名義変
更の手続きをしてください。

○使用をやめたとき

○廃棄したとき

○所有者が亡くなったとき

○盗難に遭ったとき
(警察への盗難届の受理番号
が必要です。)

○他人に譲ったとき

(名義変更の処理が済んで
いるか確認してください。)

○他市町村に住所を移したとき

問い合わせ・届出先

▼軽四輪

軽自動車検査協会千葉事務所
☎050(3816)3114

▼軽二輪・二輪小型自動車

関東運輸局千葉運輸支局
☎050(5540)2022

▼125cc以下のバイク、 農耕用小型特殊自動車など

※ナンバープレート(標識、
印鑑、標識交付証明書が必
要です。
課税課 ☎(93) 0443

